

## 川口市町会・自治会への加入及び参加の促進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、町会・自治会が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、町会・自治会への加入及び参加の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市民、町会・自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民がその地域社会において、相互に支え合い、安心して快適に暮らせる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成し、及び組織された団体であつて、その区域の住民相互の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としているものをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有して事業を営む個人又は法人をいう。

### (基本理念)

第3条 町会・自治会への加入及び参加を進めるに当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 町会・自治会は、平時、災害時等において防災、防犯、交通安全、青少年の健全育成、まちの美化等、市民がその地域において安心して快適に暮らす上で重要な役割を担っているものであること。
- (2) 町会・自治会の活動は、会員相互の協力、支え合いの精神に基づくものであり、その運営に当たっては、自律性及び多様な価値観が尊重されるべきこと。
- (3) 市民が町会・自治会に加入し、その活動に参加するに当たっては、自発性及び自主性が尊重されるべきこと。

### (市民の役割)

第4条 市民は、地域社会の一員であることを認識し、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を理解し、自発的に町会・自治会に加入し、自主的に参加するよう努めるものとする。

(町会・自治会の役割)

第5条 町会・自治会は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、市民の自発的な町会・自治会への加入及び自主的な参加並びに市民との交流を促進するよう努めるものとする。

2 町会・自治会は、自らの活動に関する情報を市民に提供するよう努めるものとする。

3 町会・自治会は、基本理念を踏まえ、町会・自治会活動が市民及び事業者にとって参加し、及び協力しやすいものとなるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の町会・自治会の活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の町会・自治会に加入すること及び活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

3 集合住宅（マンション、共同住宅その他の同一棟内に複数の住戸が集合している建築物をいう。）の建築、販売又は管理を業とする事業者は、当該集合住宅の存する地域の町会・自治会との連携及び調整を行い、当該集合住宅の入居者に対し、当該地域の町会・自治会への加入の促進に努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民が町会・自治会に自発的に加入し、自主的に参加することへの理解を深めるため、町会・自治会と連携し、積極的な広報、啓発等を行うよう努めるものとする。

2 市は、事業の実施に当たり町会・自治会と連携協力をするときには、町会・自治会の負担の軽減に配慮するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。